

## 労働安全衛生法

第 1 日目 選択式..... 1

## 第 1 日目 選択式

## 令和 3 年

3 事業者は、中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者については、これらの者の【 D 】に依じて適正な配置を行うように努めなければならない。

4 事業者は、高さが【 E 】以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

D：心身の条件（労働安全衛生法 62 条）

E：2メートル（労働安全衛生規則 518 条 1 項）

## 労働安全衛生規則（抄）⇒「高さ」とくれば、2メートル以上

## （作業床の設置等）

第 518 条 事業者は、高さが 2メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

第 519 条 事業者は、高さが 2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。

## （安全带等の取付設備等）

第 521 条 事業者は、高さが 2メートル以上の箇所で作業を行なう場合において、労働者に安全带等を使用させるときは、安全带等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。

(悪天候時の作業禁止)

第522条 事業者は、高さが2メートル以上の箇所で作業を行なう場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。

令和2年

3 事業者は、労働者を本邦外の地域に【 D 】以上派遣しようとするときは、あらかじめ、当該労働者に対し、労働安全衛生規則第44条第1項各号に掲げる項目及び厚生労働大臣が定める項目のうち医師が必要であると認める項目について、医師による健康診断を行わなければならない。

4 事業者は、高さ又は深さが【 E 】メートルを超える箇所で作業を行うときは、当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。

D：6月（労働安全衛生規則45条の2第1項）

E：1.5（労働安全衛生規則526条1項）

労働安全衛生規則（昇降するための設備の設置等）

⇒「高さ又は深さ」とくれば1.5メートルを超える…

(昇降するための設備の設置等)

第526条

事業者は、高さ又は深さが1.5メートルを超える箇所で作業を行うときは当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。

(移動はしご)

第527条

事業者は、移動はしごについては、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

1 丈夫な構造にすること

2 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする

3 幅は30センチメートル以上とすること

4 滑り止め装置の取り付けその他転移を防止するために必要な措置を講ずること

( 脚 立 )

第 528 条

事業者は、脚立については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

1 丈夫な構造にすること

2 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする

3 脚と水平面との角度を 75 度以下とし、かつ、折り畳み式のものにあっては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備えること

4 踏み面は、作業を安全に行うために必要な面積を有すること

令和元年

3 労働安全衛生法は、その目的を第 1 条で「労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、【 D 】の形成を促進することを目的とする。」と定めている。

4 衛生管理者は、都道府県労働局長の免許を受けた者その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから選任しなければならないが、厚生労働省令で定める資格を有する者には、医師、歯科医師のほか【 E 】などが定められている。

D：快適な職場環境（労働安全衛生法 1 条）

E：労働衛生コンサルタント（労働安全衛生規則 10 条）

平成 30 年

4 労働安全衛生法で定義される作業環境測定とは、作業環境の実態を把握するため空気環境その他の作業環境について行う【 D 】、サンプリング及び分析（解析を含む。）をいう。

5 労働安全衛生法第 44 条の 2 第 1 項では、一定の機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う当該機械等の型式についての検定を受けなければならない旨定めているが、その機械等には、クレーンの過負荷防止装置やプレス機械の安全装置の他【 E 】などが定められている。

D：デザイン（労働安全衛生法 2 条 4 号）

E：ろ過材及び面体を有する防じんマスク（労働安全衛生法令 14 条の 2）

平成 29 年

3 労働安全衛生法第 28 条の 2 では、いわゆるリスクアセスメントの実施について、「事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する【 D 】（第 57 条第 1 項の政令で定める物及び第 57 条の 2 第 1 項に規定する通知対象物による【 D 】を除く。）を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。」と定めている。

4 労働安全衛生法第 65 条の 3 は、いわゆる労働衛生の 3 管理の一つである作業管理について、「事業者は、労働者の【 E 】に配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するように努めなければならない。」と定めている。

D：危険性又は有害性等（労働安全衛生法 28 条の 2 第 1 項）

E：健康（労働安全衛生法 65 条の 3）